

令和5年12月6日開催

第8回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年12月6日(水)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 13時47分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 14人

会	長	18番	石丸	博雄
委	員	1番	林	秀和
委	員	2番	早川	剛司
委	員	3番	西塚	仁志
委	員	4番	鈴木	智志
委	員	5番	坂本	俊彦
委	員	6番	大河原	正一
委	員	7番	須藤	智弘
委	員	8番	小山田	和美
委	員	10番	菅井	誠
委	員	11番	原田喜一郎	
委	員	14番	西	美紀
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 4人

委	員	9番	笹原	仁
委	員	12番	西原	弘子
委	員	13番	鈴木	和弘
委	員	17番	佐藤	克哉

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	2番	早川	剛司
委	員	14番	西	美紀

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画（農用地区域除外）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長 広瀬 淳次  
農地・農業振興担当係長 原 吉生

## 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和5年度第8回遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員の出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。

「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、2番 早川委員、14番 西委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。

(事務局長 諸般の報告)

事務局長 それでは、第8回遠軽町農業委員会総会、諸般の報告をいたします。令和5年11月7日午後1時半より、第7回農業委員会総会が行われております。その後、11月16日、北見市におきまして地区別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われ、石丸会長ほか農業委員、原係長が出席しております。それから、12月4日、オホーツク女性農業委員の集いに、西原委員・西委員・石川主幹が出席しております。今後の予定といたしまして、令和5年12月12日から14日まで、定例町議会が開催され、石丸会長・事務局長が出席する予定でございます。同じく12月12日、市町村農業者年金協議会代議員等研修会が遠軽のホテルサンシャインで行われまして、石丸会長ほか出席となっております。年が明けまして、1月17・18日、北見市におきまして、オホーツク管内農業委員会長・事務局長会議が行われ、石丸会長と事務局長が出席することとしております。令和6年1月22日、13時半から札幌市において、全道農業者年金研究会が開催され、当会の理事を石丸会長がしておりますので、会長が出席することとしております。同じく1月23日、札幌市におきまして、全道農業委員の農地利用最適化推進委員の研修会が行われます。令和6年2月6日、第9回農業委員会総会が開催される予定でございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。議事進行の都合上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議 長 それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」2件を議題といたします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 2ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和5年12月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号34、35共に所有権移転です。整理番号34、所在「●●●●」、地番「●●●外3筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4筆合計46,154㎡」、譲渡人「●●● ●●●」、譲受人「●●● ●●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年12月18日」、支払期限「令和6年1月31日」、期間「対価の支払日」、金額「全筆2,769,000円」、支払方法「指定口座振込」。この件につきましては、先日のあっせん会議により売買が成立した件であります。

続きまして、整理番号35、所在「●●●●」、地番「●●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計29,611㎡」、譲渡人「●●● ●●●」、譲受人「●●● ●●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年12月18日」、支払期限「令和6年1月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆2,368,000円」、支払方法「指定口座振込」。ナンバー35についても、先日のあっせん会議により売買が成立した件であります。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「整理番号34」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。  
これより、議案第1号「整理番号34」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議案第1号「整理番号34」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第1号「整理番号34」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第1号「整理番号35」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 3ページをお開きください。議案第2号「あっせん委員の指名について」。別紙の者より、所有農地のあっせん申し出があったので、下記の者をあっせん委員に指名する。令和5年12月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

4ページをお開きください。その1 1 あっせん申出人、住所「紋別郡遠軽町●●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●外13筆」、地目公簿・現況共に「畑」、面積「14筆合計164, 213㎡」。3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、6ページをご参照願います。  
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

議長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号のあっせん委員は、8番 小山田委員、12番 西原委員を指名します。

各委員は、よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第3号「現況証明願いについて」4件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 7ページをお開きください。議案第3号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和5年12月6日提出。遠軽町農業委員会 会長 石丸 博雄。

8ページをお開きください。別紙 整理番号16、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外1筆」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計900㎡」、申請者住所「北見市●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。整理番号16については、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地になっており、地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、9ページをご参照願います。

続きまして、整理番号17、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外2筆」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「3筆合計55,602㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。整理番号17についても、農業振興地域例外地であり、現況は原野になっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、10ページをご参照願います。

続きまして、整理番号18、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「1,222㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。整理番号18についても、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地となっており、地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、11ページをご参照願います。

続きまして、整理番号19、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「1,380㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。整理番号19についても、農業振興地域例外地であり、現況は原野となっており、地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、12ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号16」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号17」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号18」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。  
これより、議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第3号「整理番号19」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。

議案第3号「整理番号19」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これもちまして、令和5年度第8回遠軽町農業委員会総会を閉会します。